

出産申出書

(宛先) 松山市長

施設名	在園児名
	受付番号

私は出産予定であるため、以下のとおり申し出ます。

保護者名(母)	
在園児名 (生年月日・年齢)	(年 月 日 ・ 満 歳)
	(年 月 日 ・ 満 歳)
出産予定日	年 月 日

申出書とあわせて出産予定がわかる証明書を添付してください。
 ※母子手帳の場合、**表紙と出産予定日がわかるページ**の写しをお願いします。

また、育児休業を取得する場合は育休開始月の月末までに育児休業証明書を、
 復職する場合は復職月の前月末までに復職証明書をご提出ください。

①出産に伴う今後の予定について

A~Dのいずれかを○で囲み、注意書き(※)をご確認ください。

A	出産予定月の3カ月前までに退職する。 ※1	記入終了
B	出産予定月の前後2カ月以内に退職する。 ※2	記入終了
C	育児休業(その他休暇含む)を取得する。 ※3、※4、※5	②記入
D	育児休業を取得せずに復職する。 ※4	②記入

育児休業(その他休暇含む)には産前・産後休暇は含みません。

②産後(出産日の翌日から8週間後)の予定について

育休を取得する場合はアとイ、取得せず復帰する場合はイのみ記入してください。

ア 育児休業	イ 復職後
<u>育休期間について</u> (開始予定日) 年 月 日 (終了予定日) 年 月 日 <u>育休中の保育時間について</u> <確認して口にし点> <input type="checkbox"/> 育休開始月の翌月から復職月の前月末まで短時間保育になることを確認した。(復職月からの保育時間は標準又は短時間の再認定が必要。)	<u>生まれる子どもについて</u> <該当する口にし点> <input type="checkbox"/> 家にいる(保育者の続柄) <input type="checkbox"/> 職場に連れていく(保育施設 有・無) <input type="checkbox"/> 保育所等に預ける <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用する <input type="checkbox"/> その他 () <u>復職後の勤務時間について</u> <該当する口にし点> <input type="checkbox"/> 出産前の勤務時間と変わらない <input type="checkbox"/> 短時間勤務になる

※1 出産予定月の3カ月前までに退職した場合は退職した月の月末で退園になります。ただし、切迫早産など疾病の場合は診断書を提出することで継続できる場合があります。

※2 出産予定月をはさんで産前、産後2カ月の合計5カ月の間に、退職又は転職した場合は、出産月の2カ月後の月末で退園となります。その後も入園を希望する場合は、再度の申し込みが必要となります。ただし、出産月の3カ月後の月末までに仕事を開始する場合で、勤務証明書を産産月の翌月末までに提出された場合は在園可能です。

※3 育休中、育休開始月の翌月から復職月の前月末までは短時間保育になります。また、在園児の利用が可能な期間は、原則、育休対象子どもが満1歳に達する日の属する月の月末までとなり、翌月1日までに復職しなければ退園になります。ただし、育休対象子どもが満1歳に達する日の属する年度が次に該当する場合は、最長で当該年度末まで利用が可能です。

- 在園児が翌年度に小学校へ入学する場合
- 育休対象子どもが満1歳になる月の入園審査が保留となり入所待ちをしている場合

※4 復職する場合は復職証明書が必要です。復職月からの保育時間について、証明内容を踏まえ保育時間を認定します。

※5 特別な事情がない限り、育児休業期間中は転園できません。

申出書の内容に変更が生じた場合は、施設か保育・幼稚園課にお申し出ください。

その他特記事項
